

香川県立高松西高等学校西体育館・古墳周辺除草作業仕様書

この仕様書は、香川県立高松西高等学校（以下「高松西高校」という。）西体育館・古墳周辺の除草作業実施に関して必要な事項を定めるものである。

1 作業実施方針

作業は、高松西高校の公共性を念頭に置き、指定箇所の除草作業を任務とし、良好な環境衛生の維持に寄与することを目的とする。

業務の実施にあたっては、常に高松西高校と連絡を取り、指示に従うものとする。また関係諸法令を遵守しなければならない。

2 作業内容

高松西高校西体育館・古墳周辺の除草作業

3 作業実施場所

別紙1 校舎平面図で示したとおり

4 除草作業期間

令和7年11月17日(月)から令和7年12月25日(木)

作業実施日は天候・学校行事等に左右されるため、高松西高校と協議のうえ決定することとする。

5 高松西高校の就業時間、休校日

就業時間 午前8時25分～午後4時55分

休校日 土・日・祝日、その他校長が必要と認める日

6 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書記載事項に基づき実施すること。
- (2) 作業実施にあたっては、高松西高校利用者（職員、生徒、来校者等）に対して通行の妨害にならないようにすること。
- (3) 受託者は、作業責任者選任届（別紙2）を最初の作業開始前までに提出すること。
- (4) 作業終了後に、作業実施報告書（別紙3）及び作業写真（作業前と作業後）を作成し、提出すること。
- (5) 作業責任者は高松西高校との連絡を密にし、作業の指導、監督をすること。
- (6) 受託者は、作業中に施設・設備・利用者等に事故が発生した場合は、直ちに高松西高校に連絡をし、その指示に従うこと。

- (7) 受託者は、各作業の実施にあたって、県又は第三者に損害を及ぼしたときは、高松西高校の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。
- (8) 作業に必要な器具等は、受託者の費用とする。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、作業について万全を期し、遺漏なく誠実に実施すること。
- (2) この仕様書に定めていない事項並びに疑義が生じた場合は、すべて協議により決定する。